

平成22年度

保健医療分野における基礎研究推進事業
研究プロジェクト応募要領

平成21年10月

独立行政法人医薬基盤研究所

目 次

	ページ
1 本事業の概要	1
2 募集対象となる研究分野	1
3 応募に当たっての留意点	2
4 応募資格	2
5 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	4
6 不正使用及び不正受給への対応	4
7 研究上の不正行為への対応	5
8 研究プロジェクトに係る情報の取扱い	5
9 研究期間	6
10 研究費	6
11 採択予定プロジェクト数	8
12 研究プロジェクトの選定	9
13 委託研究契約	11
14 研究成果	12
15 臨床研究登録制度への登録	13
16 備品の所有権	13
17 応募の手続き	13
18 その他	14
19 問い合わせ先	14
20 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）	15
21 制度の仕組み	18
別紙 1～7	19
参考図 1～2	27
別添 応募書類について	28
（様式 1） 平成22年度保健医療分野における基礎研究推進事業 研究プロジェクト応募書	30
（様式 2） 研究プロジェクトの概要	31
（様式 3） 他の制度からの助成等の有無	32
（様式 4） 研究プロジェクトの内容	35
（様式 5） 研究体制	37
（様式 6） 各研究機関における研究チームの構成	38
（様式 7） 主な研究者の経歴等	39
（様式 8） 研究総括表	40
（様式 9） 研究予算内訳	41
（様式10-1） 研究プロジェクトに関する特許関連情報①	42
（様式10-2） 研究プロジェクトに関する特許関連情報②	44
（様式11） 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）	45
（様式12） 参考文献	47
（様式13） 用語の説明	48
（様式14） 応募チェックシート	49
（様式15） 応募書類受領通知用封筒及び採択結果通知用封筒	51
（様式 A）	52
別表第 1 重点研究分野コード表	53
別表第 2 研究分野キーワード	56

保健医療分野における基礎研究推進事業（以下「本事業」という。）は、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「当研究所」という。）において、厚生労働省からの運営費交付金で実施される事業です。

平成22年度政府予算編成・成立前ではありますが、年度当初から研究を開始できるようにするべきとの指摘を踏まえ、本事業においては、平成22年度新規研究プロジェクトとして、保健医療上重要な疾患領域に対する医薬品・医療機器等を開発することを目指した基礎的研究又は医薬品・医療機器開発において共通となる技術基盤の確立等を目指した基礎的研究について、次のとおり、公募を行います。

なお、平成22年度政府予算編成・成立状況によっては、平成22年度新規研究プロジェクトについて、採択の取りやめ、採択予定プロジェクト数の縮小、1研究プロジェクト当たりの研究費規模の縮小等があり得ることを、念のため、申し添えます。

1 本事業の概要

がん、心疾患、脳血管疾患をはじめとする疾病の克服は、人類共通の悲願であり、画期的な医薬品・医療機器等の開発は、国民の保健医療水準の向上に寄与するのみならず、国際社会においても大きな役割を果たすものです。

近年、病因遺伝子の解明や遺伝子治療をはじめとする先端的科学技術が目覚ましい進歩を遂げており、保健医療分野へも大きな貢献をしてきています。しかし、疾病の克服という悲願の達成には、実用化に向けたさらなる技術開発が必要であり、その基盤となる基礎的研究は益々その重要性を増しています。

このような状況の下、医薬品・医療機器等の開発を振興するため、平成8年度から、医薬品・医療機器等を開発することを目指した基礎的研究を公募するなどして、本事業を実施してきました。

今回は、保健医療上重要な疾患領域に対する医薬品・医療機器等を開発することを目指した基礎的研究、又は医薬品・医療機器開発において共通となる技術基盤の確立等を目指した基礎的研究であって、特許等の知的財産形成に資する研究を、国公立試験研究機関、大学等の研究機関に所属する研究者から広く公募することといたします。応募された研究プロジェクトについては、当研究所に設置した外部有識者による評価委員会である基礎的研究評価委員会において評価し、その評価結果を踏まえて、当研究所が研究プロジェクトの採択を決定します。

採択された研究プロジェクトは、当研究所と研究プロジェクトを実施する研究機関との間で締結される委託研究契約に基づき実施されます。

2 募集対象となる研究分野

（1）画期的医薬品・医療機器開発分野

保健医療上重要な疾患領域に対する医薬品・医療機器等を開発することを目指した基礎的研究であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 画期的医薬品・医療機器の開発を目指した研究 [②に掲げるものを除く。]
- ② 糖鎖又は糖鎖関連酵素等を標的とした画期的医薬品の開発を目指した研究

（2）創薬等技術促進分野

医薬品・医療機器開発において共通となる技術基盤の確立等を目指した基礎的研究であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 医薬品・医療機器の合理的開発技術の確立を目指した研究 [②に掲げるものを除く。]

- ② 抗体医薬品等のバイオ医薬品の合理的開発技術の確立を目指した研究
- ③ (削除)^{注1}
- ④ 多層的オミックス解析による創薬標的の網羅的探索を目指した研究
 - (i) ゲノム解析領域
 - (ii) エピゲノム解析領域
 - (iii) トランスクリプトーム解析領域
 - (iv) プロテオーム解析領域
 - (v) メタボローム解析領域

(3) 若手研究者支援分野

保健医療上重要な疾患領域に対する医薬品・医療機器等を開発することを目指した基礎的研究、又は医薬品・医療機器開発において共通となる技術基盤の確立等を目指した基礎的研究のうち、若手研究者^{注2~5}が単独で行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 画期的医薬品・医療機器の開発を目指した研究
- ② 医薬品・医療機器の合理的開発技術の確立を目指した研究

注1) 公募予告において募集することとしていた募集対象となる研究分野の(2)③については、予算編成の都合上、公募しないこととしました。

このほか、募集対象となる研究分野の(1)①にあっては、公募予告で掲げた採択予定プロジェクト数を、募集対象となる研究分野の(1)②にあっては、公募予告で掲げた1研究プロジェクト当たりの研究費規模を縮小することとしました。

注2) 平成22年4月1日現在で満37歳以下の者(昭和48年4月2日以降に生まれた者に限る。)

注3) 新規採択時にのみ本条件を適用する。

注4) 満年齢の算定は誕生日の前日に1歳加算する方法とする。

注5) 産前・産後休暇及び育児休業を取得した者は、その日数を応募資格の制限日に加算することができる。

3 応募に当たっての留意点

統一性がないサブテーマからなる研究プロジェクトや過度に多いサブテーマからなる研究プロジェクトは認められません。

また、募集対象となる各研究分野についての、それぞれの研究上の留意点は別紙1から別紙7までのとおりです。

4 応募資格

応募に当たっては、(1)から(8)までのすべての要件を満たしていることが必要です。

また、一つの研究プロジェクトを単独の研究機関の研究者により実施する場合、又は一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合のいずれにおいても、総括研究代表者から応募を行っていただきます。^{注1}

ただし、同一の研究者が、総括研究代表者として、複数の応募を行うことはできません。

なお、この応募要領で、

- ・ 「総括研究機関」とは、一つの研究プロジェクトを単独の研究機関の研究者により実施する場合にあってはその研究機関を、一つの研究プロジェクトを複数の研究

機関の研究者により実施する場合にあっては研究プロジェクトの中心となる研究機関をいいます。

- ・ 「総括研究代表者」とは、総括研究機関に所属する研究代表者をいいます。^{注2}
- ・ 「分担研究機関」とは、一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合において、総括研究機関以外の研究を実施する研究機関をいいます。
- ・ 「分担研究代表者」とは、分担研究機関に所属する研究代表者をいいます。^{注2}
- ・ 「共同研究者」とは、複数のサブテーマにより研究を実施する場合において、各サブテーマの研究代表者（総括研究代表者及び分担研究代表者を除く。）をいいます。^{注2}

- (1) 総括研究機関は、日本国内の国公立試験研究機関（国立高度専門医療センターを含む。以下同じ。）、大学等（大学、大学共同利用機関及び高等専門学校をいう。以下同じ。）、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人、公益法人又は特定非営利活動法人であること。
- (2) 分担研究機関は、日本国内の研究機関であること。（民間企業でも差し支えありません。）
- (3) 総括研究機関及び分担研究機関並びに総括研究代表者、分担研究代表者及び共同研究者が、本研究プロジェクトを適切に実施する能力を有すること。
- (4) 総括研究代表者が、研究期間を通じて、責任を持って、担当する研究を遂行し、研究に専念できる者であること。（総括研究代表者は研究期間中に定年を迎えたり、長期の海外出張を行うなどにより、研究プロジェクトの遂行に支障の生じることのないこと。）
- (5) 総括研究代表者は、平成22年度において、本事業における複数の研究プロジェクト（平成21年度から継続して実施予定である研究プロジェクトを含む。）の総括研究代表者でないこと。
- (6) 総括研究機関及び分担研究機関が、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、体制の整備その他必要な措置を講じること、及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年4月19日厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局国立病院課長決定）に基づき、体制の整備その他必要な措置を講じること。^{注3}
- (7) 総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者に、基礎的研究評価委員会委員^{注4}及び当研究所に所属する職員が含まれていないこと。
- (8) 総括研究代表者及び分担研究代表者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用するために必要な「システム利用に当たっての事前準備」を済ませていること。^{注5}
- (9) 総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究プロジェクトの研究成果について、毎年度、当研究所、

厚生労働省及び基礎的研究評価委員会に適切に開示することに同意していること。

注1) 一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合、研究プロジェクトの中心となる研究機関を決めていただくとともに、各研究機関の研究代表者を決めていただきます。この場合、安易に研究機関数を増やさないう、研究体制の構成に留意してください。

注2) 研究機関に所属している立場にない職名（例：荣誉職としての名誉教授）の方は、総括研究代表者、分担研究代表者又は共同研究者として、研究に参加することはできません。

注3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針」は、当研究所ホームページ（<http://www.nibio.go.jp/shinko/kanrigaido.pdf>及び<http://www.nibio.go.jp/shinko/katudousisin.pdf>）に掲載しています。

注4) 基礎的研究評価委員会委員名簿は、当研究所ホームページ（<http://www.nibio.go.jp/shinko/kisoken/kisotekiiinmeibo2.htm>）に掲載しています。

注5) e-Radについては、「20 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を参照してください。

5 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

本事業への応募に当たって、他の競争的研究資金の受給状況等（競争的研究資金制度名、研究プロジェクト名、実施期間、要求額、エフォート等）を応募書類に記載していただきます。

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成21年3月27日最終改正）に基づき、競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、研究プロジェクトの不採択若しくは打ち切り又は研究費の減額配分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除を目的として、応募書類に記載された情報等を、他の機関の競争的研究資金担当部局に情報提供することがあります。

なお、他の競争的研究資金制度に応募した内容と重複又は一部重複した内容について、本事業へ応募することは問題となりません^{注1}が、他の競争的研究資金制度で採択され、かつ、本事業でも採択されることとなった場合、研究内容の重複は認められませんので、他の競争的研究資金制度において、本事業と同一内容の研究プロジェクトが採択された場合は、速やかに、当研究所（「19 問い合わせ先」参照）へ報告し、いずれかの研究プロジェクトを辞退する等の適切な措置を講じてください。

注1) 他の競争的研究資金制度において重複した応募が認められるかどうかについては、当該制度にお問い合わせください。

6 不正使用及び不正受給への対応

不正使用を行った研究者、偽りその他不正の手段により本事業若しくは他の競争的研究資金を受給する研究者又はそれらに共謀した研究者については、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成21年3月27日最終改正）に基づき、研究プロジェクトの不採択若しくは打ち切り、研究費の減額配分若しくは返還請求又は本事業への応募資格の制限を行うことがあります。

また、他の機関の競争的研究資金担当部局に不正使用・不正受給の概要等（不正使用・不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究プロジェクト名、予算額、研究年度、不正の内容、講じた措置の内容等）についての情報提供を行うことがあるとともに、その概要等を公表することがあります。

7 研究上の不正行為への対応

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。このため、研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。

このようなことから、研究上の不正行為に対しては、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年4月19日厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局国立病院課長決定）に基づき、研究プロジェクトの打ち切り、研究費の減額配分若しくは返還請求又は本事業への応募資格の制限を行うことがあります。

また、他の機関の競争的研究資金担当部局に不正行為の概要等（不正行為をした研究者名、制度名、所属機関、研究プロジェクト名、予算額、研究年度、不正の内容、講じた措置の内容等）についての情報提供を行うことがあるとともに、その概要等を公表することがあります。

8 研究プロジェクトに係る情報等の取扱い

(1) 研究プロジェクトの成果等について

研究プロジェクトの評価等のため、研究プロジェクトの研究計画、研究成果、研究費使用実績その他必要な情報を当研究所、厚生労働省及び基礎的研究評価委員会に開示していただくことが必要となりますが、これら研究上の秘密を、正当な理由なく、他者に漏洩することはありません。

なお、当研究所、厚生労働省及び基礎的研究評価委員会には、守秘義務が課せられております。

(2) 研究プロジェクトの概要等の公表について

採択された研究プロジェクトについては、総括研究代表者名、研究プロジェクト名、総括研究機関名、研究プロジェクト名、研究費配分予定額、研究概要等について、当研究所ホームページ等により公表することとしています。

なお、研究概要については、応募書類の様式2の「1. 研究の要旨」欄に記載された内容を記載することとしており、当該欄は、公表して差し支えない内容を記載してください。

また、採択された研究プロジェクトについては、次年度以降においても、実施した研究の要旨及び研究分担体制並びに年次評価結果^{注1}、中間評価結果^{注2}及び終了時評価結果^{注3}を公表することとしています。

なお、実施した研究の要旨については、公表して差し支えない内容を各研究者に記載していただくとともに、年次評価結果、中間評価結果及び終了時評価結果についても、各研究者に御確認をいただいた上で、研究上の秘密等に該当するものを除き、公表することとしています。

このほか、分担研究代表者名、分担研究機関名、分担研究課題名、各年度の研究費配分額、研究費目内訳など、研究上の秘密等に該当するものを除き、公表することがあります。

(3) 個人情報等について

本事業への応募書類に記載された氏名、生年月日、性別等の個人情報、e-Rad等を通じて、他の機関の競争的研究資金担当部局にも当該情報が提供されます。

また、「5 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除」、「6 不正使用及び不正受給への対応」及び「7 研究上の不正行為への対応」に記載したとおり、これらに関する情報等についても、他の競争的研究資金担当部局に提供することがあります。

(4) その他

研究プロジェクトの委託研究契約の締結に当たっては、上記(1)から(3)までの情報の取り扱いについて、御了解いただくことが前提となります。

研究成果を適切に報告しないなど、これらの情報の開示等を拒む場合、研究プロジェクトの打ち切り又は研究費の減額配分を行うことがあります。

注1) 年次評価とは、原則として、研究期間の4年目及び2年目に行う評価をいいます。

注2) 中間評価とは、原則として、研究プロジェクトの実施期間の中間年度に行う評価をいいます。

注3) 終了時評価とは、研究終了後に行う評価をいいます。

9 研究期間

- ・ 募集対象となる研究分野の(1)及び(2) 平成22年度より5年間以内^{注1}
- ・ 募集対象となる研究分野の(3) 平成22年度より3年間以内^{注1}

注1) 年次評価、中間評価等により、研究継続の可否を判定し、評価結果等によっては、予定研究期間の途中であっても打ち切ることがあります。

10 研究費

(1) 研究費規模

本事業においては、研究内容、研究実施体制等を考慮して、研究費を配分することとしています。

1 研究プロジェクト当たりの研究費^{注1}の規模は、次のとおりです。

- ・ 募集対象となる研究分野の(1)① 0.5～1 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(1)② 0.5～1 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)① 0.5～1 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)② 2～2.5 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)③ (削除)
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(i) 2.5～3 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(ii) 1～1.5 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(iii) 2.5～3 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(iv) 2.5～3 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(v) 1～1.5 億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(3)① 0.1～0.2億円程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(3)② 0.1～0.2億円程度

応募に当たっては、おおよその研究費の積算基礎を記載していただきますが、研究費の配分額については、採択する研究プロジェクトの選定後、予算枠、基礎的研究評価委員会の評価結果等を踏まえて決定させていただきます。

また、2年目以降の研究費については、前年度の研究費を基に、予算枠、基礎的研

究評価委員会の評価結果等を踏まえて、毎年度決定します。

(2) 研究費の範囲

本事業において支出可能な研究費の範囲は、次の研究遂行に必要な経費（備品費、消耗品費、雇用する研究者等の給与、旅費等）及び研究成果のとりまとめ・発表のために必要な経費です。

ただし、支出可能な研究費の範囲については、変更される可能性があり、正式には、委託研究契約の締結前に規定します。

なお、治験に係る経費については認められません。

① 人件費

(i) 研究従事者

研究期間中に研究プロジェクトに従事する者（いわゆるポスドク等）に係る人件費^{注2}

(ii) 研究補助者

研究期間中に研究プロジェクトの実験補助、資料整理等の補助業務を行う者に係る人件費

② 旅費

(i) 旅費

総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者等が、研究遂行に必要な次に掲げる国内外への交通費及び滞在費

- ・ 試料の採取、測定等のための現地調査
- ・ 研究成果発表のための学会等への参加
- ・ 研究の推進のための打合せ

(ii) 国内の研究者招へい旅費

研究遂行に必要なセミナー、講演会又は技術指導のための研究者招へいに要する交通費及び滞在費

③ 外国人招へい旅費及び招へい外国人滞在費

研究遂行に必要なセミナー、講演会又は技術指導のための外国人研究者（国外の日本人を含む。）招へいに要する交通費及び滞在費

④ 備品費^{注3～4}

(i) 研究遂行に必要な機器類の購入費（関連する設置費を含む。）

(ii) 研究遂行に必要な機器類の製造に要する経費

⑤ 謝金

研究遂行に当たり、本研究プロジェクトに専門知識の提供・情報・収集等の協力を行った者に対する謝礼

⑥ 消耗品費

(i) 研究遂行に必要な試薬、資材、部品、消耗器材等の購入費

(ii) 図書資料購入費（研究遂行に必要な専門書等単行本に限る。）

(iii) 研究遂行に必要な解析等のソフトウェア購入費

- ⑦ 印刷製本費
成果報告書等の研究に必要な資料及び書類の印刷・製本に要する経費
- ⑧ 借料及び損料
研究遂行に必要な機器等のリース・レンタル等に要する経費
- ⑨ 会議費
研究遂行に必要な会議の開催に要する経費
- ⑩ 雑役務費
研究遂行に必要な次の役務の調達に要する経費
 - (i) 電子計算機使用料
 - (ii) 機械器具等の修繕費及び保守料（一定の条件下で認められます。）
 - (iii) 試料等の分析に要する外注経費
 - (iv) 文献検索料、掲載料、スライド作成料、フィルムの現像・焼付・引伸料、コピー料
 - (v) 派遣による事務・研究補助業務の委託
- ⑪ 再委託費^{注5}
他の試験研究機関に研究の一部を委託する経費
- ⑫ 間接経費^{注6}
大学事務局経費、本社経費等の本研究プロジェクトの実施によって間接的に発生する経費

注1) いずれも間接経費を含めた金額であって、原則として、採択初年度（平成22年度）の研究費を概ねこの範囲内で配分する予定です。

注2) 募集対象となる研究分野の(3)については、「①(i)研究従事者」に係る人件費は認められません。

注3) 建物の建築・購入・改造・改修等施設に関する経費は認められません。

注4) 原則として、全研究期間の後期には、備品の購入は認められません。また、合理的な理由がある場合を除き、全体に占める構成比率の過大な備品費は認められません。

注5) 再委託は当研究所の事前の承認を得なければ行うことができません。

注6) 間接経費の用途については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な用途の例示について」(平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)によります。

11 採択予定プロジェクト数

- ・ 募集対象となる研究分野の(1)① 6件程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(1)② 2件程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)① 2件程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)② 1件程度
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)③ (削除)
- ・ 募集対象となる研究分野の(2)④(i)～(v) 解析領域毎に各1件程度

- ・ 募集対象となる研究分野の（３）① 2件程度
- ・ 募集対象となる研究分野の（３）② 2件程度

12 研究プロジェクトの選定

（１）選定の概要

本事業における研究プロジェクトの採択・不採択に係る評価は、「基礎的研究業務に係る研究評価実施要領」^{注1}に基づき行います。

応募された研究プロジェクトは、当研究所で応募書類の内容を精査した後、基礎的研究評価委員会委員^{注1}により評価が行われます。基礎的研究評価委員会では、研究プロジェクトの内容を、書面審査、面接審査等により評価の上、採択候補となる研究プロジェクトを選定し、当研究所に提言します。当研究所が、この提言を踏まえて、実地調査等により、研究プロジェクトを実施する研究機関の研究実施体制等も考慮の上、最終的に研究プロジェクトの採択を決定します。

（２）応募書類の提出

研究プロジェクトの書面審査は提出された応募書類に基づいて行います。理由の如何によらず、応募書類の修正・差し替え等はできません。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

また、応募書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、応募内容について、正当な理由なく、他者に漏洩することはありません。

なお、応募書類については返却しません。

（３）応募書類の審査

応募された研究プロジェクトは、

- ・ 募集対象となる研究分野の（１）①及び②並びに（３）①に該当するものにあつては、次のⅠからⅤまで及びⅧからⅩまで、
- ・ 募集対象となる研究分野の（２）①及び②並びに（３）②に該当するものにあつては、次のⅡからⅥまで及びⅧからⅩまで、
- ・ 募集対象となる研究分野の（２）④に該当するものにあつては、次のⅠ、Ⅲ、Ⅳ及びⅦからⅩまで

の観点により、総合的に評価します。

Ⅰ 保健医療への貢献度

- ・ 国民の保健医療水準の向上につながる厚生科学上の成果が期待できるか。
- ・ 新たな医薬品（疾病予防に係るものを含む。）又は医療機器（以下「医薬品等」という。）の開発に結びつく可能性が高い基盤的な理論又は技術その他の厚生科学上の成果が得られるか。
- ・ 研究の成果により開発が見込まれる医薬品等の社会的評価は高いか（致命的疾患に有効か、現状では他の有効な治療手段のない疾患を対象としているか、十分な治療又は予防等の効果が見込める可能性は高いか、適用できる疾患は広いか）。

Ⅱ 独創性・新規性

- ・ 厚生科学として、妥当かつ新規の仮説に基づく研究として新たな理論又は技術を導き出す可能性の高い基礎研究となっているか。

- ・ 国際的な技術水準から見て先端的かつ未解明の領域の解明を目標としているか。
 - ・ 国際的に見ても関心の高い課題を対象としており、研究目標が達成された場合には国際的な評価が得られる研究となっているか。
- Ⅲ 研究計画の妥当性
- ・ 研究の各段階を研究期間中にどのように達成していくかが明確に計画されているか。
 - ・ 予定研究期間が適正か。
 - ・ 設定された目標が現実的か。
 - ・ 研究スケジュールが適切か。
- Ⅳ 研究の実施体制、研究者の実績、施設の能力
- ・ 研究者の実績、研究者の構成、施設の設備等の観点から、研究遂行が可能な研究体制となっているか。
 - ・ 研究者が基本特許を所有するなど、研究の進捗を促進することが期待される要因があるか。
 - ・ 研究者の全仕事時間に対する本研究の実施に必要な時間は適正か（いわゆるエフォートが過大でないか。）。
- Ⅴ 実用化可能性
- ・ 申請時点で具体的な成果を上げており、かつ、これに関し特許が取得されているなど、他の研究者に対する優位性を有しているか。
 - ・ 研究終了後、研究成果をどのように実用化するかについての明確な見通しがあるか。
 - ・ 申請時点での成果の優位性、申請された研究計画、研究実施体制、研究終了後の見通し等を総合的に判断した場合、実用化に対する高い可能性を有しているか。
- Ⅵ 合理的開発への寄与
- ・ 開発を進めようとする技術が医薬品・医療機器開発過程の迅速化・合理化に資するものであるか。
 - ・ 研究終了後に得られる研究成果は、幅広い医薬品・医療機器の開発への応用が期待できるものであるか。
- Ⅶ 解析手法の独創性・新規性
- ・ 独創性・新規性を有する解析手法を用いているか。
 - ・ 当該解析手法により、新規性の高い創薬標的を網羅的に探索できるか。
 - ・ 解析手法の特徴を考慮した上で、疾患毎に適切に収集された臨床資料を用いているか。
- Ⅷ 研究費額、支出計画の妥当性
- ・ 研究内容に鑑み、要求された研究費の額が適正か。
 - ・ 研究計画に鑑み、支出計画は適正か。
- Ⅸ 倫理面での妥当性^{注2}
- ・ 政府、学会の定める倫理指針等に適合しているか。
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受けているか。

X 行政的意義

- ・ 厚生労働行政の課題と関連性のある研究であるか。
- ・ 厚生労働行政の課題における重要性が高い研究であるか。
- ・ 社会的経済的効果が高い研究であるか。

(4) 選定結果の通知

応募された研究プロジェクトの採択・不採択に係る選定結果については、あらかじめ提出いただく採択結果通知用封筒にてお知らせいたします。

注1) 「基礎的研究業務に係る研究評価実施要領」及び「基礎的研究評価委員会委員名簿」は、当研究所ホームページ (<http://www.nibio.go.jp/shinko/kisoken/kisotekiiinmeibo.htm>) に掲載しています。

注2) 研究計画策定にあたり、研究倫理に関して各府省が定める次の法律・省令・倫理指針等を遵守し、倫理面や安全対策面において問題がないことが求められます。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、予め御了解ください。また、これらの法令等に違反して本事業による研究を実施した場合は、研究プロジェクトの打ち切り、研究費の減額配分若しくは返還請求又は本事業への応募資格の制限を行うことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する倫理指針(平成18年厚生労働省告示第425号)
- ・ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)
- ・ 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)
- ・ 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)

13 委託研究契約

本事業において、採択された研究プロジェクトは、毎年度に締結する委託研究契約をもって実施していただきます。

原則として、当研究所契約担当役と研究機関を代表して契約の締結を成し得る者(以下「契約代表者」という。)との間で、委託研究契約を締結します。一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合は、当研究所契約担当役と各研究機関の契約代表者との間で、委託研究契約をそれぞれ締結します。

このため、本研究プロジェクトの実施に当たっては、研究の実施及び委託研究契約について、研究機関の承諾を得ていることが最終的に必要となります。一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合は、研究の実施及び委託研究契約について、すべての研究機関の承諾を得ていることが必要となります。

また、研究費の配分額は、応募書類上の申請金額とは、必ずしも一致しません。当研究所と研究機関の双方において、契約条件が合致しない場合、委託研究契約を締結

できず、本研究プロジェクトの実施に至ることができない場合がありますので、御注意ください。

14 研究成果

(1) 成果の報告

一つの研究プロジェクトを単独の研究機関の研究者により実施する場合、総括研究代表者は、別途定める様式により、毎年度及び研究終了時に成果報告書を作成し、提出していただきます。

一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合は、分担研究代表者の協力の下、総括研究代表者により、研究成果報告書を取りまとめて作成し、提出していただきます。

このほか、当研究所においては、進捗状況等報告会（1年に1回開催）を実施していますので、当該報告会に御出席いただき、各研究プロジェクトの成果について、御報告いただきます。

提出された成果報告書、進捗状況等報告会等における成果報告等を基に、基礎的研究評価委員会において、研究プロジェクトを評価し、その評価結果等を踏まえ、次年度における、研究継続の可否、研究計画の修正の要否、研究費の配分等を決定します。

(2) 研究成果の帰属

研究成果に基づく知的財産権については、各研究機関に帰属させることとしています。

ただし、本事業の研究成果により生み出された特許について専用実施権を設定する場合（特許権を移転する場合を含む。）は、日本国内において生産されることを約させた場合を除き、当研究所の承認が必要となります。

また、本事業の研究成果が特許出願された場合は、出願状況等を当研究所に御報告していただくことが必要となります。

なお、募集対象となる研究分野（2）①及び②並びに（3）②において研究成果として得られた医薬品・医療機器開発技術については、専用実施権を設定するなどにより特定の企業等のみが利用可能なものとしたりすることのないよう、公共の利益の観点から、医薬品・医療機器開発に携わる多数の企業等が利用可能なものとするのが求められますが、特許を許諾することにより、合理的な範囲での対価を得ることを否定するものではありません。

このほか、本事業の研究成果に基づき対価を得た場合、その対価の一部について、当研究所へ支払いを求めることがあります。

なお、研究実施期間中又は研究期間終了後において、必要に応じて、本研究プロジェクトに基づく知的財産権の状況を調査させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

(3) リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

(4) 研究成果の発表又は公開について

総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参

加する研究者が、論文、セミナー等により、本事業により得られた成果を発表又は公開する場合は、当研究所の支援により得られた成果であることを明示することが必要となります。

また、当研究所はパンフレットの作成、セミナーの開催等により、研究成果の公表を行っています。このため、総括研究代表者等には、公表用の資料を作成いただいたり、セミナーで本事業の研究成果について発表していただいたりすることを願います。

15 臨床研究登録制度への登録

介入を行う臨床研究を行う場合には、当該臨床研究を開始するまでに次の3つのうち、いずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。

大学病院医療情報ネットワーク (UMIN) 「臨床試験登録システム」

<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

(財) 日本医薬情報センター (JAPIC) 「臨床試験情報」

http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp

(社) 日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」

<https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/ctrtrialr/>

16 備品の所有権

本事業により、各研究機関が購入した備品は、各研究機関の所有となります。

17 応募の手続き

(1) 必要な手続き^{注1~2}

本事業の研究プロジェクトに応募される場合は、

① 「20 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」の内容を確認の上、総括研究代表者がe-Radを通じて**平成21年11月20日 (金) 午後5時**までに応募するとともに、^{注3}

② 別添「応募書類について」に掲げる書類を当研究所研究振興部基礎研究推進課宛てに**平成21年11月20日 (金) 午後5時**までに提出してください。^{注3}

(2) 応募書類の提出方法

応募書類については、簡易書留により、応募受付期限までに必着するよう余裕をもって、郵送してください。

書類の量が多い等やむを得ない場合は、宅急便 (日時指定すること。) 又は当研究所への直接持ち込み (午前10時から午後5時までの時間帯に限る。) による提出でも差し支えありません。FAX、電子メール等による提出や締め切り時間を過ぎてからの提出は受け付けることができません。

応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成22年度保健医療分野における基礎研究推進事業応募書類」と書き、その下に、応募対象となる研究分野の (1)

①から (3) ②までのいずれかの該当する番号を記載してください。

なお、応募書類の各様式を、当研究所ホームページ (<http://www.nibio.go.jp/>) 内

に掲載していますので、ダウンロードの上、御利用ください。

(3) 応募書類提出先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

独立行政法人医薬基盤研究所

研究振興部基礎研究推進課

注1) 応募に当たっては、①及び②の両方の手続きが必要となりますので、御注意ください。

注2) 提出された応募書類を修正することはできませんので、記載内容を十分に御確認の上、御提出ください。

注3) 募集対象となる研究分野の(2)④については、統括責任者が各解析領域の応募書類をまとめて梱包して、提出してください。ただし、e-Radを通じた応募については、各解析領域の総括研究代表者がそれぞれ行ってください。なお、取り纏めて応募する研究プロジェクト全体の中に、解析を行わない解析領域があっても差し支えありません。

18 その他

(1) 総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究プロジェクトの評価に関して基礎的研究評価委員会委員及び専門委員に連絡をとるなどの不当な行為を行うことのないようお願いします。

このような行為が判明した場合は、研究プロジェクトの不採択若しくは打ち切り又は研究費の減額配分を行うことがあります。

(2) 様式11「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」の記載事項は、政府で構築しているデータベースへの入力項目として用いるデータとなりますので、記載の御協力をお願いします。

ただし、エフォートについては、採択時の評価対象項目となりますので御留意ください。

(3) 公募予告において募集することとしていた募集対象となる研究分野の(2)③については、予算編成の都合上、公募しないこととしました。

このほか、募集対象となる研究分野の(1)①にあつては、公募予告で掲げた採択予定プロジェクト数を、募集対象となる研究分野の(1)②にあつては、公募予告で掲げた1研究プロジェクト当たりの研究費規模を縮小することとしました。

19 問い合わせ先

(1) 本事業の概要、応募の手続き等に関する問い合わせについて^{注1~2}

① 問い合わせ先

独立行政法人医薬基盤研究所

研究振興部基礎研究推進課(目黒、井上)

電話 072-641-9803(直通) FAX 072-641-9831

② 受付時間

平日 9:30~12:00、13:00~18:00

(2) e-Radの操作方法等に関する問い合わせについて^{注1~2}

- ① 問い合わせ先
e-Radヘルプデスク
電話 0120-066-877
- ② 受付時間
平日 9:30 ~ 17:30

注1) 応募要領を熟読し、又はポータルサイトをよく確認した上で、問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

注2) 審査状況、採否等に関する問い合わせには一切回答できません。

20 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

平成20年1月より、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化したe-Radが稼働しています。本事業においても、e-Radを用いて公募を行います。

(1) システム利用に当たっての事前準備

- ① e-Radポータルサイト
e-Radを利用するには、次のURLへアクセスし、利用規約に同意してください。
<http://www.e-rad.go.jp/>
- ② 研究機関の登録
応募に当たっては、総括研究代表者及び分担研究代表者が所属する研究機関は、応募時までe-Radへ登録されていることが必要となります。
登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業への応募の際に再度登録する必要はありません。
また、他制度・事業で応募するに当たって登録を終えていた場合は、本事業への応募の際に再度登録する必要はありません。
- ③ 研究者情報の登録
応募に当たっては、総括研究代表者及び分担研究代表者は、研究者情報を登録し、システムログインID及びパスワードを取得する必要があります。
研究機関に所属している研究者の情報は、研究機関が登録します。
ただし、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にe-Radに登録されていますので、研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。
なお、研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad運用担当で登録しますので、必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

(2) e-Radの使用、操作等

- ① 操作方法に関するマニュアル
操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイトからダウンロードすることができます。

② 利用可能時間帯

e-Radを利用できる時間帯は、次のとおりであり、祝祭日であっても利用可能ですが、土曜日は運用を停止いたします。

なお、下記時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

月曜日～金曜日 6:00～翌日午前2:00

日曜日 18:00～翌日午前2:00

(3) 入力方法

入力に当たっては、次に従ってください。

① 応募情報登録【研究共通情報の入力】

新規継続区分	「新規」を選択してください。
課題ID	入力しないでください。
研究開発課題名	様式11と同一の記載にしてください。
研究期間	西暦（4桁）で記載してください。
主分野	様式11と同一の記載にしてください。
副分野1	様式11と同一の記載にしてください。
副分野2	
副分野3	
研究キーワード1	様式11と同一の記載にしてください。
研究キーワード2	
研究キーワード3	
研究キーワード4	
研究キーワード5	
研究目的	様式4「1. 研究の目的」と同一の記載にしてください。
研究概要	様式2「1. 研究の要旨」と同一の記載にしてください。

② 応募情報登録【研究個別情報の入力】

各項目に必要な事項を入力してください。

③ 応募情報登録【応募時予算額の入力】及び応募情報登録【研究組織情報の入力】

様式11と同一の記載にしてください。

④ 応募情報登録【応募・受入状況の入力】

総括研究代表者及び分担研究代表者について、様式3「1. 競争的研究資金制度」の情報に基づき入力してください。

⑤ 応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

「様式1から13までの応募書類」をアップロードしてください。

(4) e-Radの使用に当たっての留意事項

① 応募書類のアップロード時

アップロードできるファイルの最大容量は3MBまでです。

応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。特殊

文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。

なお、この際、

ア 様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー

イ 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等

ウ 様式A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合のみ必要）をアップロードする必要はありません。

② 受付

e-Rad上の受付状況の確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。締め切り時間までに「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。

③ 機関承認

e-Rad上で入力された応募情報の配分機関への提出に当たっては、所属研究機関での承認は不要です。

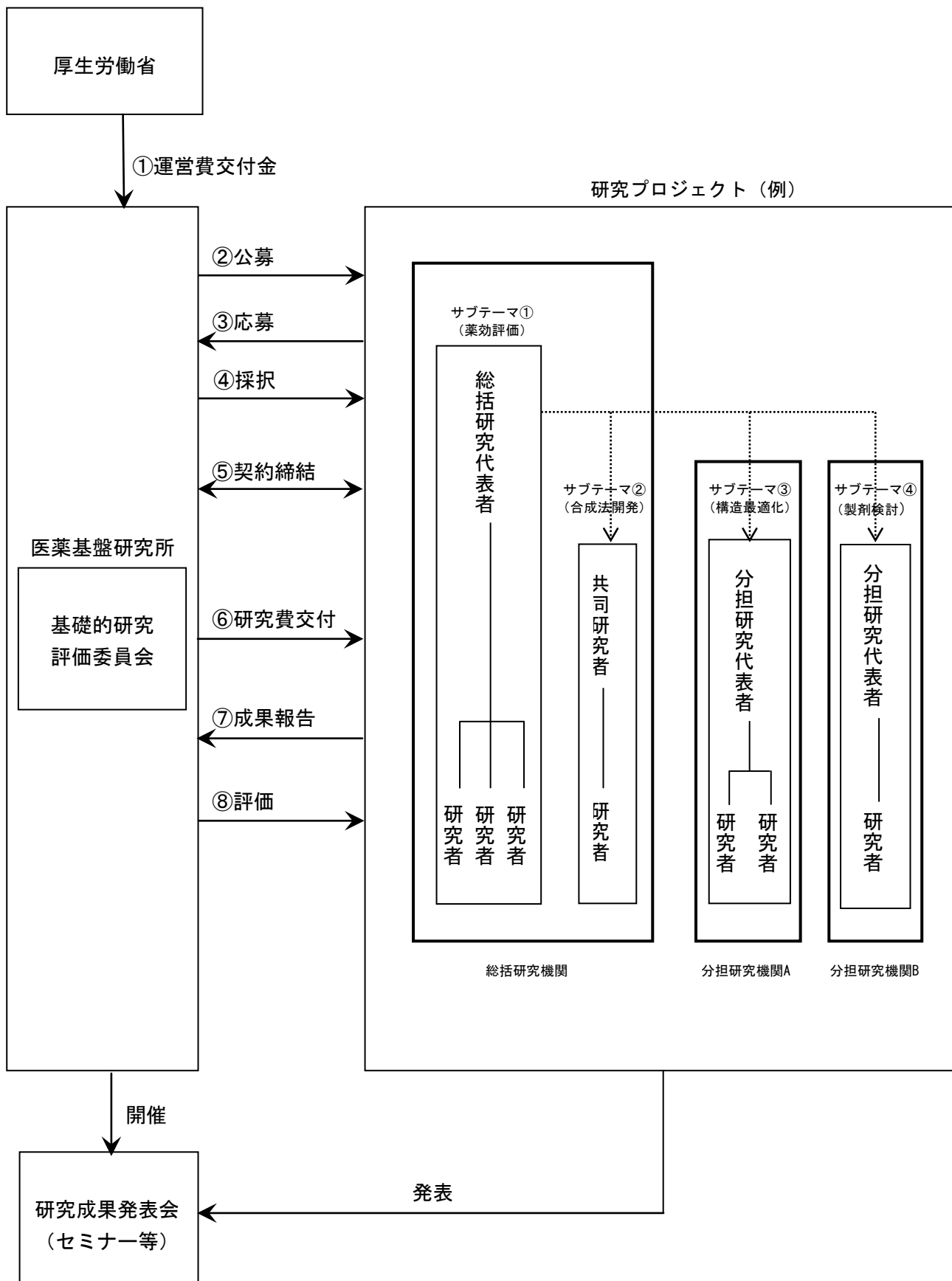
ただし、本事業において、採択された研究プロジェクトの実施に当たっては、研究の実施及び委託研究契約について、研究機関の承諾を得ることが最終的に必要となります。

④ その他

e-Radによる応募手続きとともに、従前どおり、書面の提出も必要です。（公募期間内のe-Rad上での応募手続き終了及び書面の提出の双方がなされないと応募となりませんので、十分ご注意ください。）

その他の注意事項等については、e-Radポータルサイトの研究者向けページに随時掲載しておりますので、適宜確認してください。

21 制度の仕組み



(1) 画期的医薬品・医療機器開発分野

① 画期的医薬品・医療機器の開発を目指した研究

1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、候補化合物探索から疾患モデル系による薬効評価など、このような治験に至る前までの、個々の医薬品・医療機器の実用化を図ろうとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. 例えば、創薬標的について、その妥当性の評価を終え、化学構造、薬理作用等が明らかなヒット化合物若しくはリード化合物の取得又はスクリーニング系の確立など、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
3. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果をどのように実用化に結びつけるかという戦略が明示されているなど、成果の実用化に向けた研究計画を有する必要があります。
4. 疾患モデル系による薬効評価や臨床研究で実用化を検証する過程を含むことが望ましいものです。
5. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
6. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
7. 治験に係る経費については認められません。
8. 実用化を検討する過程として、臨床研究を実施することは差し支えありませんが、基礎的研究の裏付けのない臨床研究を実施する研究プロジェクトや、もっぱら臨床研究を主体とする研究プロジェクトは認められません。
9. 本事業は、新規性の高い、画期的な医薬品・医療機器等の開発を目指すものであって、既承認医薬品の効能効果の追加のみを目的とした研究プロジェクトは認められません。

(1) 画期的医薬品・医療機器開発分野

② 糖鎖又は糖鎖関連酵素等を標的とした画期的医薬品の開発を目指した研究

1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、候補化合物探索から疾患モデル系による薬効評価など、このような治験に至る前までの、個々の医薬品・医療機器のうち、糖鎖又は糖鎖関連酵素等を標的とした医薬品の実用化を図ろうとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. 例えば、創薬標的について、その妥当性の評価を終え、化学構造、薬理作用等が明らかなヒット化合物若しくはリード化合物の取得又はスクリーニング系の確立など、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
3. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果をどのように実用化に結びつけるかという戦略が明示されているなど、成果の実用化に向けた研究計画を有する必要があります。
4. 疾患モデル系による薬効評価や臨床研究で実用化を検証する過程を含むことが望ましいものです。
5. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
6. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
7. 治験に係る経費については認められません。
8. 実用化を検討する過程として、臨床研究を実施することは差し支えありませんが、基礎的研究の裏付けのない臨床研究を実施する研究プロジェクトや、もっぱら臨床研究を主体とする研究プロジェクトは認められません。
9. 本事業は、新規性の高い、画期的な糖鎖又は糖鎖関連酵素等を標的とした医薬品の開発を目指すものであって、既承認医薬品の効能効果の追加のみを目的とした研究プロジェクトは認められません。

(2) 創薬等技術促進分野

① 医薬品・医療機器の合理的開発技術の確立を目指した研究

1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、迅速な候補化合物探索手法の開発、副作用・有効性予測手法の開発、共通的に利用可能なDDS技術の開発といった、新たな創薬手法の開発など、このような医薬品・医療機器開発過程そのものを共通的に迅速化・合理化する技術を確立しようとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. 最終的に確立しようとする医薬品・医療機器開発技術に関して、その前提となる基本技術を確立・保有しているなど、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
3. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果がどのように医薬品・医療機器開発過程の迅速化・合理化に結びつくのかなど、最終的に確立しようとする医薬品・医療機器開発技術についての有用性が示されている必要があります。
4. また、研究計画においては、確立しようとする医薬品・医療機器開発技術が、実際の医薬品・医療機器開発過程において有用であることを、既存の医薬品・医療機器を用いるなどして検証する過程を含むことが望ましいものです。
5. しかしながら、本研究プロジェクトは、あくまでも、医薬品・医療機器開発技術を確立しようとするものであり、確立した医薬品・医療機器開発技術を用いて、個々の医薬品・医療機器の実用化を図ろうとする研究を研究プロジェクトに含めることは認められません。
6. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
7. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
8. 研究成果として得られた医薬品・医療機器開発技術については、専用実施権を設定するなどにより特定の企業等のみが利用可能なものとしたりすることのないよう、公共の利益の観点から、医薬品・医療機器開発に携わる多数の企業等が利用可能なものとするのが求められます。ただし、特許を許諾することにより、合理的な範囲での対価を得ることを否定するものではありません。

(2) 創薬等技術促進分野

② 抗体医薬品等のバイオ医薬品の合理的開発技術の確立を目指した研究

1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、迅速な候補化合物探索手法の開発、副作用・有効性予測手法の開発、共通的に利用可能なDDS技術の開発といった、新たな創薬手法の開発など、このような医薬品・医療機器開発過程そのものを共通的に迅速化・合理化する技術のうち、抗体医薬品等のバイオ医薬品の合理的開発技術を確立しようとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. また、生産コスト・開発コストの低減、開発期間の迅速化に資するよう、品質・有効性・安全性等についてのバイオ医薬品に係る様々な課題に対する多角的かつ包括的な観点からの研究を実施し、品質・有効性・安全性等に係る解析手法・予測手法を確立するなどにより、バイオ医薬品の新たな開発手法を確立することが求められます。
3. 最終的に確立しようとするバイオ医薬品開発技術に関して、その前提となる基本技術を確立・保有しているなど、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
4. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果がどのようにバイオ医薬品開発過程の迅速化・合理化に結びつくのかなど、最終的に確立しようとするバイオ医薬品開発技術についての有用性が示されている必要があります。
5. また、研究計画においては、確立しようとするバイオ医薬品開発技術が、実際のバイオ医薬品開発過程において有用であることを、既存のバイオ医薬品を用いるなどして検証する過程を含むことが望ましいものです。
6. しかしながら、本研究プロジェクトは、あくまでも、バイオ医薬品開発技術を確立しようとするものであり、確立したバイオ医薬品開発技術を用いて、個々のバイオ医薬品の実用化を図ろうとする研究を研究プロジェクトに含めることは認められません。
7. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
8. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
9. 研究成果として得られたバイオ医薬品開発技術については、専用実施権を設定するなどにより特定の企業等のみが利用可能なものとしたりすることのないよう、公共の利益の観点から、バイオ医薬品開発に携わる多数の企業等が利用可能なものとするのが求められます。
ただし、特許を許諾することにより、合理的な範囲での対価を得ることを否定するものではありません。

(2) 創薬等技術促進分野

④ 多層的オミックス解析による創薬標的の網羅的探索を目指した研究

1. 本募集テーマについては、あらかじめ対象疾患を複数選定し、病変組織・細胞等と正常組織・細胞等について、網羅的に、ゲノム・エピゲノム・トランスクリプトーム・プロテオーム・メタボローム解析を行い、その比較に基づき、新規性の高い創薬標的を多層的かつ網羅的な解析により見いだそうとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. また、その解析データについて、必要な場合には、特許出願等により知的財産権を確保した後に、速やかにデータベースを構築し、知的財産権等が確保された後においては、構築したデータベースは医薬基盤研究所ホームページを通して、広く他の研究者等にも利用してもらうことを目的として公開します。
3. 遺伝素因等の個人の体質についての解析を行うものではないことに留意する必要があります。
4. (i)ゲノム解析領域、(ii)エピゲノム解析領域、(iii)トランスクリプトーム解析領域、(iv)プロテオーム解析領域、(v)メタボローム解析領域、それぞれについて、総括研究機関・総括研究代表者を設置した上で、応募していただく必要がありますが、これら各解析領域を取り纏める統括責任者を各解析領域の総括研究代表者の中から1名選任し、各解析領域の研究プロジェクトが有機的に連携して、研究プロジェクト全体を効率的・統一的に遂行できる体制を構築する必要があります。
応募に当たっても、これら各解析領域の応募書類をまとめて梱包して、応募してください。
なお、取り纏めて応募する研究プロジェクト全体の中に、解析を行わない解析領域があっても差し支えありません。
5. 研究の実施体制については、次のとおりとしてください。
 - (1) 解析領域毎に解析拠点を設定し、解析拠点については1機関とすること（6に掲げる場合を除く。）
 - (2) 対象となる疾患毎に個別疾患解析機関を設定し、個別疾患解析機関については疾患毎に1機関とすることなお、同一の機関が、解析拠点及び個別疾患解析機関を兼務しても差し支えありません。
応募に当たっては、様式Aの添付が必要となります。
6. 解析拠点については、
 - (1) 同一の解析領域であっても、異なる手法を用いて解析する必要がある場合
 - (2) 同一の解析領域・解析手法であっても、解析キャパシティの問題から、複数の解析拠点で解析する必要がある場合にあつては、解析拠点は解析領域毎に2機関までとすることができます。
なお、解析拠点を2機関とする場合、合理的な理由が示されている必要があります。
7. さらに、各解析領域を併せたすべての解析拠点の中から、データベース構築拠点を1機関選定し、当該拠点においては、データベースの基本仕様を設計するとともに、本研究プロジェクトで得られた解析結果をデータベースとして構築する必要があります。
8. 各解析に用いる臨床試料（サンプル）として、原則として、病変組織・細胞又は病変組織・細胞の代理となり得る組織・細胞等を収集するとともに、そのコントロールとなる正常組織・細胞等の臨床試料（サンプル）収集を行う必要があります。
なお、(i)ゲノム解析領域、(ii)エピゲノム解析領域及び(iii)トランスクリプトーム解析領

域については、一般に、病変組織・細胞そのものの臨床試料（サンプル）収集が必要であることに留意する必要があります。

9. 病変組織・細胞等のコントロールとなる正常組織・細胞等の臨床試料（サンプル）収集が困難な場合は、他の組織・細胞の解析データや、論文・データベース等から得られるデータに基づき、比較・解析を行うことの適切性が示されている必要があります。
10. 臨床試料（サンプル）収集に当たっては、次のような優れた臨床試料（サンプル）収集体制を構築する必要があります。
 - (1) 適切な患者・健常人選択基準に基づく質の高い臨床試料（サンプル）を収集できること
 - (2) 本研究プロジェクトを遂行するに当たり十分な数の臨床試料（サンプル）を収集できること
11. 選定した疾患について、いずれの解析領域における解析を行うかどうかについては、例えば、
 - (1) (i) ゲノム解析領域の解析対象となる疾患としては、がん等のゲノム変異に基づく疾患であること
 - (2) (i) ゲノム解析領域、(ii) エピゲノム解析領域及び(iii) トランスクリプトーム解析領域の解析対象となる疾患としては、一般に、病変部位そのものの臨床試料（サンプル）収集が可能な疾患であることなどに留意して、疾患毎に各解析領域における解析を行うかどうかを決定するとともに、その決定に対しての適切性が示されている必要があります。
12. (ii) エピゲノム解析領域及び(v) メタボローム解析領域については、解析手法が発展途上にあることから、研究初年度においては、本研究プロジェクトで行う解析の標準を定め、遅くとも、研究2年目から各疾患の解析を実施する必要があります。
13. 各解析領域における解析手法については、新規性の高い創薬標的を探索できるものであることが求められるものであり、解析手法の新規性・独自性・優位性にも十分に留意する必要があります。

特に、(iv) プロテオーム解析領域については、様々な解析手法が開発されていることを踏まえ、独自に開発した解析技術など、新規性の高い解析手法を用いることが望ましいものです。
14. 本研究プロジェクトについては、あくまでも、創薬標的の探索を主体とするものですが、この趣旨を損なわない範囲内で、見いだされた創薬標的のうち、有望と思われるものについては、個別の創薬標的について、その妥当性の検証を研究プロジェクトに含めて差し支えありません。

個別の創薬標的の妥当性検証を行う場合、どのような創薬標的について妥当性を検証するのか、研究開始前に医薬基盤研究所と協議することが必要です。
15. 本研究プロジェクトの概要・実施体制については、参考図1及び2を参考としてください。

(3) 若手研究者支援分野

① 画期的医薬品・医療機器の開発を目指した研究

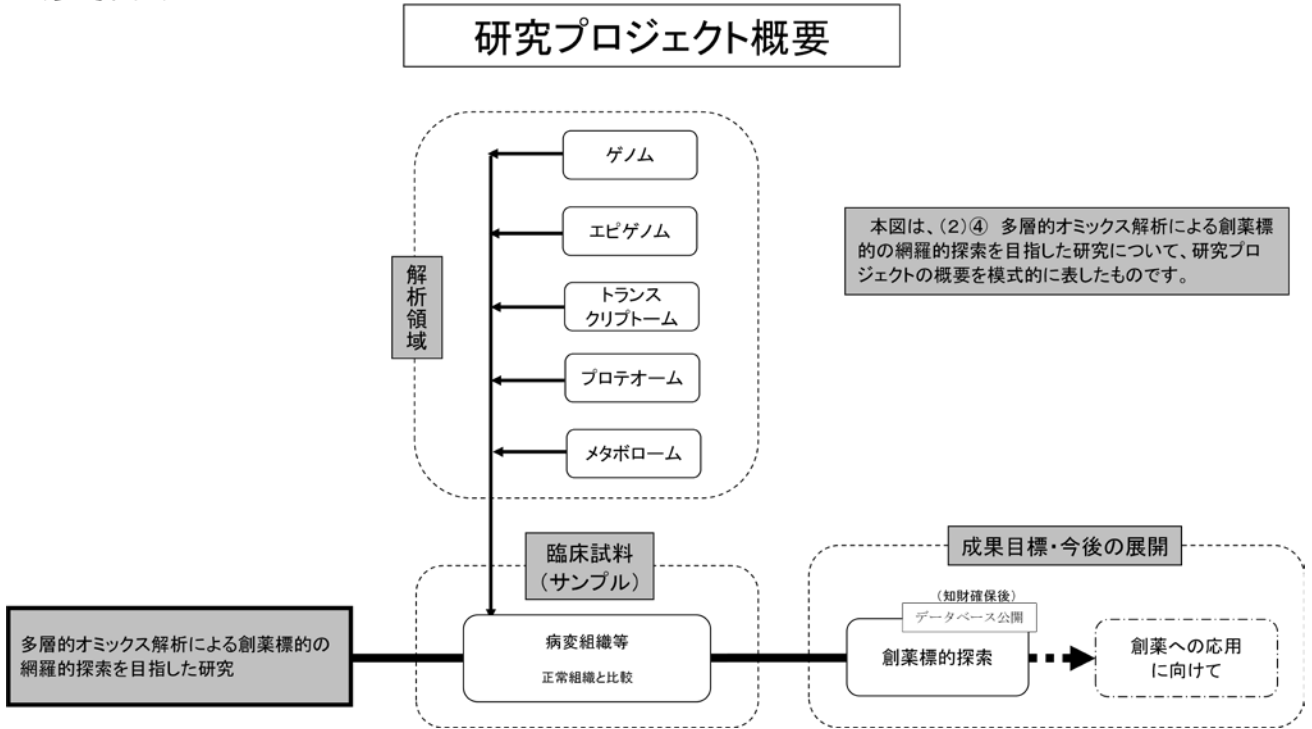
1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、候補化合物探索から疾患モデル系による薬効評価など、このような治験に至る前までの、個々の医薬品・医療機器の実用化を図ろうとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. 例えば、創薬標的について、その妥当性の評価を終え、化学構造、薬理作用等が明らかなヒット化合物若しくはリード化合物の取得又はスクリーニング系の確立など、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
3. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果をどのように実用化に結びつけるかという戦略が明示されているなど、成果の実用化に向けた研究計画を有する必要があります。
4. 疾患モデル系による薬効評価や臨床研究で実用化を検証する過程を含むことが望ましいものです。
5. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
6. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
7. 治験に係る経費については認められません。
8. 実用化を検討する過程として、臨床研究を実施することは差し支えありませんが、基礎的研究の裏付けのない臨床研究を実施する研究プロジェクトや、もっぱら臨床研究を主体とする研究プロジェクトは認められません。
9. 本事業は、新規性の高い、画期的な医薬品・医療機器等の開発を目指すものであって、既承認医薬品の効能効果の追加のみを目的とした研究プロジェクトは認められません。

(3) 若手研究者支援分野

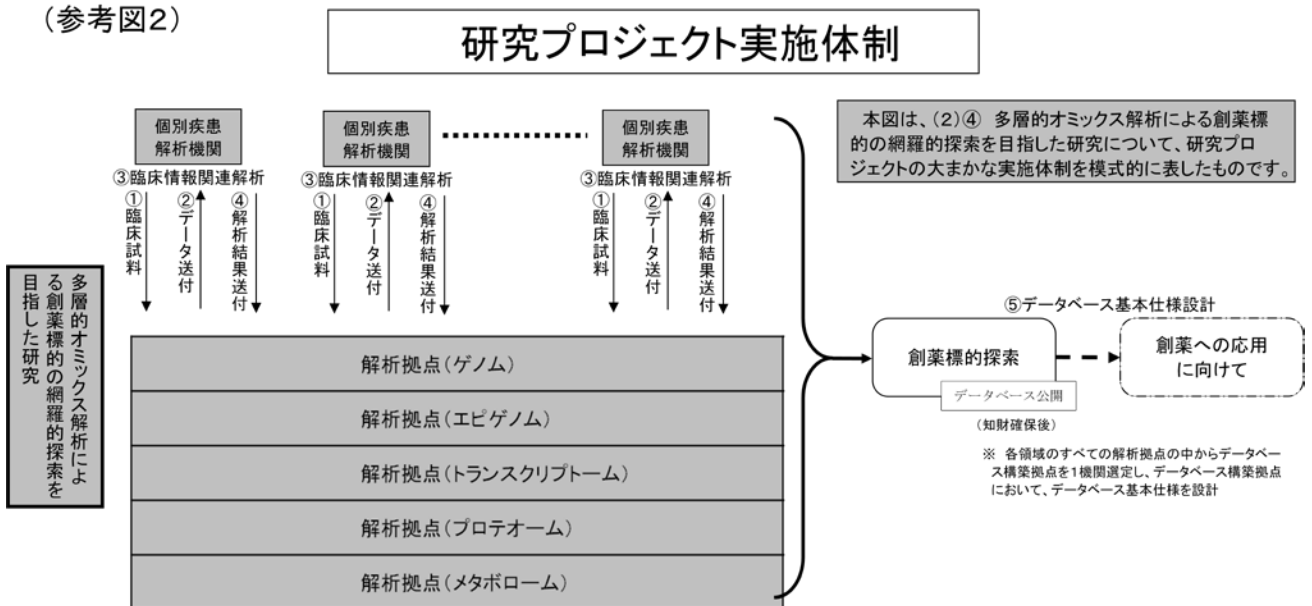
② 医薬品・医療機器の合理的開発技術の確立を目指した研究

1. 医薬品開発には、スクリーニング系の開発、候補化合物探索、候補化合物最適化から治験に至るまで、様々な過程を経る必要がありますが、本募集テーマについては、例えば、迅速な候補化合物探索手法の開発、副作用・有効性予測手法の開発、共通的に利用可能なDDS技術の開発といった、新たな創薬手法の開発など、このような医薬品・医療機器開発過程そのものを共通的に迅速化・合理化する技術を確立しようとする研究プロジェクトを募集するものです。
2. 最終的に確立しようとする医薬品・医療機器開発技術に関して、その前提となる基本技術を確立・保有しているなど、研究の出発点として、具体的な成果を保有していることが望ましいものです。
3. 研究の出発点から、今後、どのような研究を行い、その成果がどのように医薬品・医療機器開発過程の迅速化・合理化に結びつくのかなど、最終的に確立しようとする医薬品・医療機器開発技術についての有用性が示されている必要があります。
4. また、研究計画においては、確立しようとする医薬品・医療機器開発技術が、実際の医薬品・医療機器開発過程において有用であることを、既存の医薬品・医療機器を用いるなどして検証する過程を含むことが望ましいものです。
5. しかしながら、本研究プロジェクトは、あくまでも、医薬品・医療機器開発技術を確立しようとするものであり、確立した医薬品・医療機器開発技術を用いて、個々の医薬品・医療機器の実用化を図ろうとする研究を研究プロジェクトに含めることは認められません。
6. 研究プロジェクトの起点となる発明に対し、既に、特許申請を行っていることが望ましく、また、他者の保有する特許権等により、今後の研究成果に基づく特許の取得や実用化が困難であるといった状況にないことをできる限り、明らかにしておく必要があります。
7. 研究プロジェクトの起点となる発明のほか、研究期間中又は研究終了時に、本研究プロジェクトで得られた成果についても、特許を出願又は取得できることが望ましいものです。
8. 研究成果として得られた医薬品・医療機器開発技術については、専用実施権を設定するなどにより特定の企業等のみが利用可能なものとしたりすることのないよう、公共の利益の観点から、医薬品・医療機器開発に携わる多数の企業等が利用可能なものとするのが求められます。ただし、特許を許諾することにより、合理的な範囲での対価を得ることを否定するものではありません。

(参考図1)



(参考図2)



応募書類について

- 1 応募書類については、次の様式のほか、各様式に基づく添付資料が必要です。
- 様式 1：平成22年度保健医療分野における基礎研究推進事業研究プロジェクト
応募書
 - 様式 2：研究プロジェクトの概要
 - 様式 3：他の制度からの助成等の有無
 - 様式 4：研究プロジェクトの内容
 - 様式 5：研究体制
 - 様式 6：各研究機関における研究チームの構成
 - 様式 7：主な研究者の経歴等
 - 様式 8：研究総括表
 - 様式 9：研究予算内訳
 - 様式10-1：研究プロジェクトに関する特許関連情報①
 - 様式10-2：研究プロジェクトに関する特許関連情報②
 - 様式11：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）
 - 様式12：参考文献
 - 様式13：用語の説明
 - 様式14：応募チェックシート
 - 様式15：応募書類受領通知用封筒及び採択結果通知用封筒
 - 様式 A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合に限る。）

2 応募書類についての注意事項は次のとおりです。

(1) 記載上の留意点

応募書類は日本語で鮮明に作成してください。

また、応募書類（様式15を除く。）は、すべてA4版とし、Windows Microsoft Word（様式AにあってはWindows Microsoft Excel）により、10.5ポイントの文字サイズ（様式Aを除く。）で、読みやすい文字数・行間で記載してください。

(2) 提出部数

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 「様式 1 から13までの応募書類」 | |
| (i) 正 本（片面印刷、ダブルクリップで留めたもの） | 1 部 |
| (ii) コピー（両面印刷、左上をホチキスで留めたもの） | 35部 |
| (iii) 電子データ（CD-R） | 1 枚 |
| ② 様式14 | 1 部 |
| ③ 様式15 | |
| (i) 応募書類受領通知用封筒 | 1 枚 |
| (ii) 採択結果通知用封筒 | 1 枚 |
| ④ 様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー（5編以内） | 各 1部 |
| ⑤ 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等 | 36部 |
| ⑥ 様式 A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合に限る。） | 36部 |

(3) 資料の重ね方

資料については、上から次の順序で重ねて、封書等に封入してください。

なお、開封した時に、①のおもて面が最上部にくるように封入してください。

① 様式15	計2枚
② 様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー（5編以内）	各1部
③ 様式14	1部
④ 電子データ（CD-R）	1枚
⑤ (i) 「様式1から13までの応募書類」（正本）	1部
(ii) 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等	1部
(iii) 様式A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合に限る。）	1部
⑥ (i) 「様式1から13までの応募書類」（コピー）	1部
(ii) 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等	1部
(iii) 様式A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合に限る。）	1部
⑦ ⑥のとおりセットした書類	34部

(4) 綴じ方等の留意点・全体の枚数

- ア 様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー
- イ 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等
- ウ 様式A（募集対象となる研究分野の（2）④に応募する場合に限る。）

については、「（2）提出部数」及び「（3）資料の重ね方」に掲げる「様式1から13までの応募書類」の中には綴じ込まないようにする（電子データにあつては記録しないようにする）とともに、それぞれ両面印刷の上、左上をホチキスで留めてください。

アからウまでの資料が除かれた「様式1から13までの応募書類」に対しては、通しページ番号を中央下に付してください。

また、通しページ番号が付されたページ数が、原則として、40枚以内となるようにしてください。

様式7に基づく別葉（「様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー」のことではありません。）については、「様式1から13までの応募書類」の中に含め、通しページ番号を付してください。

(5) 電子データに関する留意点

電子データについては、Windows Microsoft WordファイルをCD-Rに保存し、郵送時等に破損しないように梱包してください。

また、容量は3MB以内としてください。

なお、Windows以外の形式（マッキントッシュ等）は受け付けることができないとともに、容量が3MBを超えた場合、e-Radへの登録が行えなくなりますので、御注意ください。

3 応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成22年度保健医療分野における基礎研究推進事業応募書類」と記載し、その下に、応募対象となる研究分野の（1）①から（3）②までのいずれかの該当する番号を記載してください。

4 募集対象となる研究分野の（2）④の応募書類の提出に当たっては、各解析領域の応募書類間に仕切りを設けるなどした上で、いずれの解析分野への応募書類であるかわかるようにして、まとめて梱包してください。



(様式1)

注1	注2
----	----

平成22年度
保健医療分野における基礎研究推進事業
研究プロジェクト応募書

独立行政法人医薬基盤研究所理事長 殿

研究プロジェクト名								注3
フリガナ 総括研究代表者名								㊟
生年月日	西暦	年	月	日	年齢	才 ^{注4}	性別	1. 男 2. 女
所属研究機関名								
所属部署名								
役職名								
所属研究機関の種類	番号:	1. 国立大学法人(含む大学共同利用機関) 2. 公立大学 3. 私立大学 4. 短期大学・高等専門学校 5. 厚労省国研 6. 厚労省以外の国研 7. 公立試験研究機関 8. 独立行政 法人(国立大学を除く) 9. 特殊法人・認可法人・公益法人 10. 特定非営利活動法人 11. その他						
所在地	〒:				都道府県名:			
電話番号等	電話:		内線:		FAX:			
	電子メールアドレス:							
研究予定期間	平成22年4月1日 ^{注5} ~ 平成 年 月 日 (合計 年間)							
研究費総額(概算) (単位百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	総額	
	人件費 ^{注6}							
	備品費							
	その他 ^{注7}							
	総額							
分担研究機関名								
研究者総数	人 ^{注8}							

注1) 募集対象となる研究分野の(1)①、(1)②、(2)①、(2)②、(2)④(i)、(2)④(ii)、(2)④(iii)、(2)④(iv)、(2)④(v)、(3)①又は(3)②のいずれかの該当する番号を記載してください。

注2) この欄は当研究所で記載しますので、記載しないでください。

注3) 原則として、採択後の研究プロジェクト名の変更は行えませんので正確に記載してください。

注4) 産前・産後休暇及び育児休業を取得した者のうち、その日数を応募資格の制限日に加算することを希望する者は、当該休業日数を証明するものを様式1に添付してください。

注5) 研究予定期間の開始日は平成22年4月1日としてください。

注6) 「人件費」欄には、派遣費を含めた合計額を計上してください。

注7) 「その他」欄には、間接経費を含めた合計額を計上してください。

注8) 「研究者総数」欄には、平成22年度の数に記載してください。

注9) 様式1を1ページ目としてください。

研究プロジェクトの概要

研究プロジェクト名	
1. 研究の要旨^{注3} 内容が把握できるよう、5行以内で簡潔にに記載してください。 なお、この「1. 研究の要旨」欄に記載された内容については、本研究プロジェクトが採択された場合、公表しますので、公表されることを前提として記載してください。	
2. 研究の概要 研究の目的、到達目標、内容及び保健医療への貢献について、簡潔に記載してください。	
3. キーワード （本研究プロジェクトのキーワードを5つ以内で記載してください。） ^{注4}	

注1) 略語を使用する場合は、最初に「全文字（略語）」と記載し、以降その略語を用いてください。

注2) 本様式のページ数は、1枚としてください。

注3) 「1. 研究の要旨」欄には、図は使用しないでください。

注4) 「3. キーワード」欄については、様式11のキーワードと無関係であっても差し支えありません。

他の制度からの助成等の有無

<p>総括研究代表者が受けている助成等の有無^{注1～3}</p>
<p>1. <u>競争的研究資金制度</u>^{注4}</p> <p>次の競争的研究資金を受給している場合に記載してください。</p> <p>食品健康影響評価技術研究、戦略的情報通信研究開発推進制度、地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業、新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援、民間基盤技術研究促進制度、消防防災科学技術研究推進制度、科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、社会技術研究開発事業（公募型）、科学技術振興調整費、世界トップレベル研究拠点プログラム、先端計測分析技術・機器開発事業、独創的シーズ展開事業、産学共同シーズイノベーション化事業、キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、グローバルCOEプログラム、原子力システム研究開発事業、重点地域研究開発推進プログラム、地域結集型研究開発プログラム等、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、地球規模課題対応国際科学技術協力事業、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、地域卓越研究者戦略的結集プログラム、戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）、研究成果最適展開支援事業、戦略的イノベーション創出推進事業、若手研究者ベンチャー創出推進事業、厚生労働科学研究費補助金、保健医療分野における基礎研究推進事業、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業、イノベーション創出基礎的研究推進事業、産業技術研究助成事業、大学発事業創出実用化研究開発事業、石油・天然ガス開発・利用促進型事業、地域イノベーション創出研究開発事業、省エネルギー革新技術開発事業、エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム、運輸分野における基礎的研究推進制度、建設技術研究開発助成制度、環境研究・技術開発推進費、循環型社会形成推進科学研究費補助金、地球環境研究総合推進費、地球温暖化対策技術開発事業</p>
<p>2. <u>上記競争的研究資金制度以外の国、独立行政法人及び公益法人による研究資金制度</u>^{注5}</p> <p>1.に掲げる競争的研究資金制度以外の国、独立行政法人及び公益法人による研究資金を受給している場合に記載してください。</p>
<p>3. <u>民間企業からの研究資金の提供状況（本研究プロジェクトに関するものに限る。）</u>^{注5}</p> <p>民間企業からの研究資金を受給している場合に記載してください。</p>
<p>（記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学研究費補助金（医療技術実用化総合研究事業） 「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H21（研究期間：H17～H21）（主任研究者） ・ 戦略的創造研究推進事業（（独）科学技術振興機構） 「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H22（申請中）（分担研究者） ・ 〇〇奨励金（株式会社〇〇） 「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H22（申請中）（分担研究者）

分担研究代表者及び共同研究者が受けている助成等の有無^{注1～3}

1. 競争的研究資金制度^{注4}

次の競争的研究資金を受給している場合に記載してください。

食品健康影響評価技術研究、戦略的情報通信研究開発推進制度、地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業、新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援、民間基盤技術研究促進制度、消防防災科学技術研究推進制度、科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、社会技術研究開発事業（公募型）、科学技術振興調整費、世界トップレベル研究拠点プログラム、先端計測分析技術・機器開発事業、独創的シーズ展開事業、産学共同シーズイノベーション化事業、キーテクノロジー研究開発の推進、地球観測システム構築推進プラン、グローバルCOEプログラム、原子力システム研究開発事業、重点地域研究開発推進プログラム、地域結集型研究開発プログラム等、政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業、人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業、海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム、原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ、地球規模課題対応国際科学技術協力事業、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発、地域卓越研究者戦略的結集プログラム、戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）、研究成果最適展開支援事業、戦略的イノベーション創出推進事業、若手研究者ベンチャー創出推進事業、厚生労働科学研究費補助金、保健医療分野における基礎研究推進事業、産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業、イノベーション創出基礎的研究推進事業、産業技術研究助成事業、大学発事業創出実用化研究開発事業、石油・天然ガス開発・利用促進型事業、地域イノベーション創出研究開発事業、省エネルギー革新技術開発事業、エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム、運輸分野における基礎的研究推進制度、建設技術研究開発助成制度、環境研究・技術開発推進費、循環型社会形成推進科学研究費補助金、地球環境研究総合推進費、地球温暖化対策技術開発事業

2. 上記競争的研究資金制度以外の国、独立行政法人及び公益法人による研究資金制度^{注5}

1. に掲げる競争的研究資金制度以外の国、独立行政法人及び公益法人による研究資金を受給している場合に記載してください。

3. 民間企業からの研究資金の提供状況（本研究プロジェクトに関するものに限る。）^{注5}

民間企業からの研究資金を受給している場合に記載してください。

（記載例）

- ・ 厚生労働科学研究費補助金（臨床研究推進研究事業）
「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H21（研究期間：H17～H21）（主任研究者）
- ・ 戦略的創造研究推進事業（（独）科学技術振興機構）
「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H22（申請中）（分担研究者）
- ・ 〇〇奨励金（株式会社〇〇）
「〇〇〇〇に関する研究」 〇〇万円／H22（申請中）（分担研究者）

注1) 申請中のものも含めて、記載してください。

注2) 該当する研究制度名毎に、研究課題名、採択(予定)年度、研究資金額及び研究期間を明記してください。申請中の場合は、「(申請中)」と記載してください。なお、分担研究者等に位置付けられているものの、配分額が0円の場合は、記載する必要はありません。

注3) 他の競争的研究資金制度に応募した内容と重複又は一部重複した内容について、本事業へ応募することは問題となりませんが、他の競争的研究資金制度で採択され、かつ、本事業でも採択されることとなった場合、研究内容の重複は認められません。なお、他の競争的資金制度において重複した応募が認められるかどうかについては、当該制度にお問い合わせください。また、他の競争的研究資金制度において、本事業と同一内容の研究プロジェクトが採択された場合は、速やかに、当研究所(「19 問い合わせ先」参照)へ報告し、いずれかの研究プロジェクトを辞退する等の適切な措置を講じてください。

注4) 「1. 競争的研究資金制度」欄は、「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成19年12月14日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うために御報告いただくものです。

注5) 「2. 上記競争的資金制度以外の国、独立行政法人及び公益法人による研究資金制度」及び「3. 民間企業からの研究資金の提供状況」欄は、各研究者に対する公的資金及び民間資金による支援状況を正確に把握するために御報告いただくものであり、重複があることをもって、直ちに、採択が認められないというものではありません。

研究プロジェクトの内容

研究プロジェクト名	
<p>1. 研究の目的 本研究プロジェクトの目的を具体的に記載してください。</p>	
<p>2. 研究の全体構想・到達目標</p> <p>(1) 研究の出発点 本研究プロジェクトに関して、既に挙げている成果及び他の研究者に対する優位性（基本特許を有する等）を記載してください。</p> <p>(2) 研究の全体構想・到達目標^{注3} 研究の全体計画、年次計画等について、各年度及び終了時における研究の達成目標を明示した上で、必要に応じてフロー図等を本様式内に添付して、記載してください。 達成目標は、できる限り詳細かつ具体的に、可能な限り数値を用いて記載してください。従来の技術水準と比較できる場合には、その比較を記載してください。</p> <p>(3) 期待される成果の実用化 本研究プロジェクトに基づく研究成果を、研究期間終了後に、どのように実用化していくかについての計画等を、具体的に記載してください。</p>	
<p>3. 研究の実施方法^{注3} 具体的な研究手法等の研究の実施方法について、研究年度毎に記載してください。</p>	
<p>4. 申請研究の特色 研究内容、着眼点、研究手法等の独創性・新規性について、記載してください。 国内・国外における関連すると考えられる類似研究がある場合、その主な類似研究の研究内容、進捗状況及び成果についての概要を簡潔に記載の上、それらの類似研究と比べて本研究プロジェクトが優れている点、進んでいる点等を簡潔に記載してください。</p>	
<p>5. 保健医療への貢献 研究成果の実用化が、保健医療水準の向上にどのように貢献するのかについて、記載してください。</p>	

6. 倫理面への配慮

(1) 倫理面への配慮の内容

「被験者に対するインフォームド・コンセントを書面で行っている。」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に従い、施設内の倫理委員会において研究計画の承認を受けている。」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針に従い実施する。」など具体的に記載してください。

また、研究内容に倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨を、そのように考えられる理由とともに記載してください。

(2) 遵守すべき研究に関する指針等

本研究プロジェクトの内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「□」の枠内に「レ」を記載してください。複数の指針等に該当する場合は、それぞれの枠内に「レ」を記載してください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する倫理指針(平成18年厚生労働省告示第425号)
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)
- 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)
- 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)
- その他の指針等(指針等の名称:)

7. 臨床研究登録制度への登録について

研究期間内に介入を行う臨床研究を行う場合、臨床研究登録制度への登録予定の有無について記載してください。

また、本研究プロジェクトに関連した介入を行う臨床研究について、既に登録を行っているものがあれば、登録内容の概略を記載してください。

8. 疫学・生物統計学の専門家の関与について

研究計画の遂行にあたり、疫学・生物統計学の専門家の関与の有無について、記載してください。

9. 研究チームの有する業績^{注4}

本研究プロジェクトの研究分野に関する研究業績で、「2.(1) 研究の出発点」欄に記載していないものがある場合、その研究業績について記載してください。

注1) 略語を使用する場合は、最初に「全文字(略語)」と記載し、以降その略語を用いてください。

注2) 本様式のページ数は、10枚以内としてください。

注3) 一つの研究プロジェクトを複数のサブテーマにより研究を実施する場合には、「2.(2) 研究の全体構想・到達目標」欄及び「3. 研究の実施方法」欄に、サブテーマ毎に記載するとともに、各サブテーマ間の位置付けが明確になるように記載してください。

注4) 募集対象となる研究分野の(3)については、「9. 研究チームの有する業績」欄への記載は不要です。

研究体制

研究プロジェクト名	
<p>● 一つの研究プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合には、各研究機関の分担関係を記載してください。</p> <p>また、各研究機関について、郵便番号、所在地、研究代表者名、役職名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスを記載してください。</p> <p>(例)</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>〇〇〇の研究(独立行政法人〇〇研究所)</p> <p>住所 郵便番号</p> <p>研究代表者氏名 役職名</p> <p>TEL: FAX:</p> <p>E-mail:</p> <hr style="width: 60%; margin-left: 0;"/> <p>□□□の研究(□□大学大学院□□研究科□□分野)</p> <p>住所 郵便番号</p> <p>研究代表者氏名 役職名</p> <p>TEL: FAX:</p> <p>E-mail:</p> <hr style="width: 60%; margin-left: 0;"/> <p>△△△の研究(独立行政法人〇〇研究所)</p> <p>住所 郵便番号</p> <p>研究代表者氏名 役職名</p> <p>TEL: FAX:</p> <p>E-mail:</p> </div>	

注1) 一つの研究プロジェクトを単独の研究機関において実施する場合には、本様式の作成は不要です。

注2) 募集対象となる研究分野の(3)については、本様式の作成は不要です。

各研究機関における研究チームの構成

No. ^{注1}

研究機関名	
1. 研究者氏名（所属研究機関名、役職名） ^{注4}	
<p>(記載例)</p> <p>○ □坂 □夫 (独立行政法人□□□研究所□□部長)</p> <p>△山 △子 (" " △△部△△研究室長)</p> <p>▲川 ▲美 (" " ▲▲部▲▲研究室研究員)</p> <p>○岡 ○朗 (" " ○○部○○研究室研究員)</p> <p>(他) ■海 ■明 (■■ 大学大学院■■ 研究科■■ 分野助手)</p> <p>(新) 氏名未定 2人</p>	
2. 研究チーム内の研究内容の分担体制 ^{注5}	
<p>(記載例)</p> <p>研究代表者 □坂 □夫 (平成 年～平成 年)</p> <p>△△に関する試験研究 担当：△山 △子 (平成 年度～平成 年度) (他) ■海 ■明 (平成 年度～平成 年度)</p> <p>◇◇に関する試験研究 担当：▲川 ▲美 (平成 年度～平成 年度)</p> <p>○○に関する試験研究 担当：○岡 ○朗 (平成 年度～平成 年度)</p> <p>○○に関する試験研究 担当：(新) 氏名未定 (平成 年度～平成 年度)</p>	

注1) 研究機関毎に作成し、「No. 」欄に、通し番号を付けてください。なお、総括研究機関は必ず、「No. 1」としてごください。

注2) 現在想定される研究チームの構成について記載してください。

注3) 研究者の氏名が未定の場合、「氏名未定」と記載してください。また、研究者氏名未定の者が複数の場合には、その人数も記載してください。

注4) 「1. 研究者氏名」欄には、研究代表者には○印を付けてください。また、他の研究機関から派遣されている研究者にあっては氏名の前に(他)印を、各研究機関で新規に雇用予定の研究者にあっては氏名の前に(新)印を付けてください。

注5) 「2. 研究チーム内の研究内容の分担体制」欄には、他の研究機関から派遣されている研究者にあっては氏名の前に(他)印を、各研究機関で新規に雇用予定の研究者にあっては氏名の前に(新)印を付けてください。また、各研究機関において、各研究者が本研究プロジェクトに従事する期間を氏名の後に記載してください。

注6) 募集対象となる研究分野の(3)については、本様式の作成は不要です。

主な研究者の経歴等

No. ^{注1}

担当する研究課題名			
1. <u>研究者氏名（フリガナ）</u>			
2. <u>所属研究機関及び役職名</u>			
3. <u>生年月日／性別</u>			
4. <u>学位</u>			
(1) 機関名			
(2) 学位			
(3) 取得年			
(4) 専攻			
5. <u>卒業した大学・学部及び大学院</u>			
6. <u>研究経歴</u> ^{注2}			
年 月	職 名	研 究 歴	
(記載例) 〇〇年〇〇月	独立行政法人〇〇研究所 主任研究官	〇〇蛋白質の機能に関する研究（〇〇蛋白質の機能発現には、△△遺伝子が関与していることを発見）	
7. <u>受賞歴、表彰歴</u>			
8. <u>研究成果等</u>			
(1) 研究論文数	編（和文〔国内〕誌	編、欧文〔国際]	編)
(2) 著書（ビュー）数	編		
(3) 最近5カ年間の主な研究論文及び著書（別葉に記載してください。） ^{注3} (著者名, 論文表題, 誌名, 巻, ページ, 年号)			

注1) 総括研究代表者、分担研究代表者及び共同研究者毎に作成し、「No. 」欄に、通し番号を付けてください。なお、総括研究代表者は必ず、「No. 1」としてください。

注2) 「6. 研究経歴」欄には、これまで研究されてきた研究経歴を記載するとともに、その研究経歴毎に、主な研究成果について（ ）書きで簡潔に記載してください。

注3) 8 (3) については別葉とし、最近5カ年間に学術誌等に発表された主な論文及び著書（研究者の主要な研究業績や本研究プロジェクトに関係する分野のもの）について、最新のものから順に、1枚以内でわかりやすく記載してください。また、研究者が筆頭著者となっているものについては、○印を付してください。

研究総括表

1. 研究予算表

(単位：百万円)

研究機関名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	研究費率
××大学							
(独)□□研究所							
(財)△△研究所							
研究予算合計							100%

2. 従事する研究者総数^{注1～2}

(単位：人)

研究機関名	研究者内訳	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
××大学	研究者総数					
	うち新規雇用予定者					
(独)□□研究所	研究者総数					
	うち新規雇用予定者					
(財)△△研究所	研究者総数					
	うち新規雇用予定者					
合計	研究者総数					
	うち新規雇用予定者					

注1) 「研究者総数」欄には、総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者の合計数について記載してください。

注2) 募集対象となる研究分野の(3)については、「2. 従事する研究者総数」欄への記載は不要です。

研究予算内訳（平成 年度）

研究プロジェクト名			
(単位：百万円)			
費 目	見積金額	簡 単 な 積 算 内 容 ^{注3}	必 要 性 ^{注4}
(記載例)			
1. 人件費	6.6	新規雇用博士研究員 0.55 (百万円) × 1 (人) × 12 (月)	マウス抗ABC受容体抗体のヒト化実験
2. 旅費			
3. 外国人招へい旅費及び招へい外国人滞在費			
4. 備品費 ^{注2}	21.0	小型シーケンサー 20百万円 PCR装置 1百万円	抗体発現ベクターの配列確認 抗体発現ベクターの調製
5. 謝金			
6. 消耗品費	30.0	遺伝子解析試薬 10百万円	抗体発現ベクターの配列確認
7. 印刷製本費			
8. 借料及び損料			
9. 会議費			
10. 雑役務費	1.0	外注分析費 1百万円	抗体の質量分析による蛋白構造の確認
11. 再委託費			
12. 間接経費	17.5		
合 計 (1~12)	76.1		

注1) 平成22年度及び平成23年度の大まかな研究予算の内訳について、年度毎に作成してください。

注2) 備品にあっては見積もり価格が50万円以上のものについて、応募時点で想定しているものを記載してください。

注3) 「簡単な積算内容」欄には、主要なもののみ記載してください。

注4) 「必要性」欄には、その必要性（研究上の用途）を簡潔に記載してください。

研究プロジェクトに関する特許関連情報①

No. 注 1

総括研究代表者等が保有する主たる特許の説明

- 研究プロジェクトとは関連性の薄いものは記載しないでください。研究プロジェクトとは関連性の薄いものを記載した場合、研究計画との関連が不明確となり、研究計画の妥当性等に関して、低く評価されることがあります。

発明の名称				
発明者 注 2				
発明の概要 注 3				
出願国等 注 4	日本	米国	欧州	その他 ()
出願日 登録日 注 5				
特許出願人 特許権者 注 6				
出願番号 特許番号 注 7				
審査状況 注 8	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前
専用実施権 の設定等 注 9				

- 特許公開公報等の提出について
既に公開されている場合は、特許公開公報（既に登録されている場合は特許公報）のコピーを提出してください。
- 審査状況等の提出について
出願国の審査官からの新規性、進歩性等を否定する見解等の審査状況等（国際調査報告頁を含む。）がある場合は、その見解を示した書面を提出してください。
なお、日本及び欧州における審査過程並びに国際調査報告の入手については、以下のURLを利用することができます。
日本：<http://www.ipdl.inpit.go.jp/Tokujitu/tokujitu.htm>の審査書類情報照会
欧州：<http://ep.espacenet.com/numberSearch>
国際調査報告：<http://www.wipo.int/pctdb/en/>

- 注1) 特許毎に作成し、「No. 」欄に、通し番号を付けてください。ただし、本研究に最も関連の深いものの3件までとしてください。
- 注2) 主な発明者3名までを記載してください。
- 注3) 物に係る特許、方法に係る特許又は物を生産する方法に係る特許のいずれであるかを明記した上で、主要クレイムがわかるように記載してください。
- 注4) 日本、米国又は欧州（欧州特許条約に基づき出願した場合を指す。以下同じ。）のうち、特許を出願した国又は地域に「○」を付してください。日本、米国又は欧州以外に出願している国又は地域があれば、「その他」欄の（ ）内に主な国又は地域の名称を記載してください。
- 注5) 出願日を上段に記載してください。登録されている場合は、下段に登録日を記載してください。なお、出願準備中の場合は、上段に「出願準備中」と記載してください。また、PCT出願の場合は、上段の出願日の記載に続けて、「PCT」と記載してください。
- 注6) 全ての出願人又は特許権者を記載してください。
- 注7) 出願番号を上段に記載してください。登録されている場合は、下段に特許番号を記載してください。
- 注8) 出願した特許について、拒絶された場合にあっては「拒絶」に、登録された場合にあっては「登録」に、いかなる見解も示されていない場合にあっては「査定前」に「○」を付してください。
- 注9) 専用実施権者若しくは通常実施権者又は仮専用実施権者若しくは仮通常実施権者が存在する場合は、上段には、「専用実施権者」若しくは「通常実施権者」又は「仮専用実施権者」若しくは「仮通常実施権者」のいずれかを、下段には、その氏名又は名称を記載してください。

研究プロジェクトに関する特許関連情報②

第三者が保有等する特許の説明
<p>1. <u>研究開発対象物質（リード化合物、医薬品候補化合物等）に関する特許の説明</u></p> <p>研究開発対象物質の特許を研究プロジェクトメンバー外の第三者が保有等する場合、次の事項について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 研究開発対象物質名及び発明の名称(2) 出願番号又は特許番号(3) 当該発明の概要^{注2}(4) 特許権者又は特許出願者(5) 当該発明に関する特許の審査状況(6) 研究開発に当たっての影響^{注3}
<p>2. <u>実用化に当たり必要な技術等に関する特許の説明（1.に係るものを除く。）</u></p> <p>実用化に当たり必要な技術等に関する特許を研究プロジェクトメンバー外の第三者が保有等する場合、次の事項について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 発明の名称(2) 出願番号又は特許番号(3) 当該発明の概要^{注2}(4) 特許権者又は特許出願者(5) 当該発明に関する特許の審査状況(6) 研究開発に当たっての影響^{注3}

注1) 説明は簡潔に記載してください。

注2) 物に係る特許、方法に係る特許又は物を生産する方法に係る特許のいずれであるかを明記した上で、主要クレームがわかるように記載してください。

注3) 実用化に当たり、当該物質又は当該技術のライセンス供与を受けるに当たっての許諾状況等を記載するほか、今後の研究開発・実用化に当たり、どのような事項をクリアする必要があるかなどについて記載してください。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

1. 研究開発課題名^{注1}

研究開発課題名	
---------	--

2. 研究者情報

研究者名 (漢字-姓名)	研究者名 (フリガナ-姓名)	生年月日	性別

3. 研究組織情報^{注2}

研究者名 (漢字-姓名)	研究者番号	所属研究機関 コード	直接経費	間接経費	エフォート (%)

4. 重点研究分野及び研究区分^{注3}

	コード番号	重点研究分野	研究区分
主分野			
副分野 1			
〃 2			
〃 3			

5. 研究分野キーワード^{注4}

	コード番号	研究分野キーワード
研究分野キーワード 1		
〃 2		
〃 3		
〃 4		
〃 5		

6. 研究開発の性格^{注5}

基礎研究	
応用研究	
開発研究	

注1) 「研究開発課題名」欄には、研究プロジェクト名を記載してください。

注2) 「研究者番号」欄には、総括研究代表者及び分担研究代表者の番号(8桁の番号)を、「所属研究機関コード」欄には、その研究代表者が所属する総括研究機関及び分担研究機関の番号(10桁の番号)を記載してください。なお、「直接経費」欄には、平成22年度における様式9の「費目」欄の1.から11.までに記載した見積金額を足し合わせたものを、「間接経費」欄には、様式9の「費目」欄の12.に記載した見積金額を、記載してください。また、「エフォート(%)」欄には、平成22年度における本研究プロジェクトの実施に必要とする時間が年間の全勤務時間(正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。)に占める割合を百分率で表した数値(1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値)を記載してください。

注3) 「主分野」欄には、別表第1「重点研究分野コード表」から本研究プロジェクトの主要な部分の属する重点研究分野及び研究区分を選択して研究区分番号とともに記載し、「副分野」欄には、本研究プロジェクトに関連する主要な部分以外の分野(最大3つ)を同様に選択して記載してください。

- 注4) 「研究分野キーワード」欄には、本研究プロジェクトの内容に応じ、別表第2「研究分野キーワード候補リスト」から適切な研究分野キーワードを選択してコード番号とともに記載してください(最大5つ)。同表に該当するものがない場合は30文字以内で独自の研究キーワードを記載してください。
- 注5) 「研究開発の性格」欄には、基礎研究、応用研究又は開発研究のいずれかに○をつけてください。
- 基礎研究：特別な応用、用途を考慮することなく、仮説や理論を形成するため若しくは現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究
- 応用研究：基礎研究によって発見された知識を利用して、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究及び既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究
- 開発研究：基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究
- 注6) 別表第1は本事業の募集対象となる研究分野とは関係はありません。別表第1に記載のある分野等でも、応募要領「2 募集対象となる研究分野」に該当しないものは募集対象外ですので、注意してください。

参考文献

- 本研究プロジェクトの内容等を理解するに当たり参考となるよう、他の研究者の主な類似研究等に関する文献を数点挙げ、それぞれについて、著者名、論文表題、誌名、巻、ページ及び年号を記載してください。

用語の説明

- 応募書類で使用している専門用語等のうち、その専門用語等の説明が必要と思われるものについて、その説明を簡潔に記載してください。

応募チェックシート

1. 研究プロジェクト名

次の各事項について、欠落等がないことを確認をしたら、それぞれの「□」の枠内に「レ」を記載してください。

2. 府省共通研究開発システム（15ページ参照）

- 「応募情報登録【研究共通情報の入力】」を行っている。
- 「応募情報登録【研究個別情報の入力】」を行っている。
- 「応募情報登録【応募時予算額の入力】」を行っている。
- 「応募情報登録【研究組織情報の入力】」を行っている。
- 「応募情報登録【応募・受入状況の入力】」を行っている。
- 「応募情報登録【応募情報ファイルの指定】」を行っている。

3. 提出書類（28ページ参照）

- ①平成22年度保健医療分野における
基礎研究推進事業研究プロジェクト応募書（様式1：1枚）
- ②研究プロジェクトの概要（様式2：1枚）
- ③他の制度からの助成等の有無（様式3：1～2枚）
- ④研究プロジェクトの内容（様式4：10枚以内）
- ⑤研究体制※1（様式5：1枚）
- ⑥各研究機関における研究チームの構成※1（様式6：研究機関1ヶ所につき1枚）
- ⑦主な研究者の経歴等（様式7：研究者1名につき別葉を含め2枚）
- ⑧研究総括表（様式8：1枚）
- ⑨研究予算内訳（様式9：各年度につき1枚）
- ⑩研究プロジェクトに関する特許関連情報①（様式10-1：必要に応じた枚数）
- ⑪研究プロジェクトに関する特許関連情報②（様式10-2：必要に応じた枚数）
- ⑫府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（様式11：1枚）
- ⑬参考文献（様式12：1枚）
- ⑭用語の説明（様式13：1枚）
- ⑮応募チェックシート（本状）（様式14：2枚）
- ⑯応募書類受領通知用・採択結果通知用封筒（様式15：封筒2枚）
- ⑰様式A※2（様式A：1枚）
- ⑱電子データ（CD-R1枚：3MB以下）
- ⑲論文の別冊又はそのコピー※3（様式7関連：5編以内）
- ⑳特許公開公報等及び審査状況等のコピー※3（様式10-1関連：主要特許3件以内）

※1 募集対象となる研究分野の（3）については、本様式の作成は不要です。

※2 募集対象となる研究分野の（2）④についてのみ、本様式の作成が必要です。

※3 該当するものがない場合は、本資料の提出は不要です。

4. 作成・提出方法（13ページ及び28ページ参照）

- 応募書類（様式15を除く。）は、すべてA4版とし、Windows Microsoft Word（様式AにあつてはWindows Microsoft Excel）により、10.5ポイントの文字サイズ（様式Aを除く。）で、読みやすい文字数・行間で記載している。
- 「様式1から様式13までの応募書類」には、様式7に基づく別葉を含めて、通しページ番号を、中央下に記載し、全体で40ページ以内としている。（一部の資料については、綴じ込まずに、通しページ番号を付さないものがあることに留意すること。）
- 「様式1から13までの応募書類」の正本（片面印刷、ダブルクリップで留めたもの）1部・コピー（両面印刷、左上をホチキスで留めたもの）35部を提出している。
- 様式10-1に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等のコピーの提出がある場合、当該資料（両面印刷、左上をホチキスで留めたもの）36部を提出している。
- その他必要資料を提出している。
- 電子データは、Windows Microsoft WordファイルをCD-Rに保存し、容量は3MB以内として、CD-R1枚を提出している。（Windows形式以外での申請は無効であることに留意すること。）
- 各資料については、正しい順序で重ねて、封書等に封入している。
- 募集対象となる研究分野の（2）④の応募書類の提出に当たっては、各解析領域の応募書類間に仕切りを設けるなどした上で、いずれの解析分野への応募書類であるかわかるようにして、まとめて梱包している。
- 応募書類が封入される封書等の表に、朱書きにて、「平成22年度保健医療分野における基礎研究推進事業応募書類」と書き、その下に、応募対象となる研究分野の（1）①から（3）②までのいずれかの該当する番号を記載している。
- 総括研究代表者がe-radを通じても応募している。
- 応募期限までに必着するよう余裕を持ち、①郵送の場合は簡易書留で送付し、②宅急便の場合は日付・時間指定で送付し、③持ち込みの場合は午前10時から午後5時までの時間帯に持ち込む。

5. 応募資格（2ページ参照）

- 総括研究機関は、日本国内の国公立試験研究機関、大学等、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人、公益法人又は特定非営利活動法人である。
- 分担研究機関は、日本国内の研究機関である。
- 総括研究機関及び分担研究機関並びに総括研究代表者、分担研究代表者及び共同研究者が、本研究プロジェクトを適切に実施する能力を有している。
- 総括研究代表者が、研究期間を通じて、責任を持って、担当する研究を遂行し、研究に専念できる者である。
- 総括研究代表者は、平成22年度において、本事業における複数の研究プロジェクト（平成21年度から継続して実施予定である研究プロジェクトを含む。）の総括研究代表者でない。
- 総括研究機関及び分担研究機関が、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づき、体制の整備その他必要な措置を講じ、また、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年4月19日厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局国立病院課長決定）に基づき、体制の整備その他必要な措置を講じる。
- 総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者に、基礎的研究評価委員会委員及び当研究所に所属する職員が含まれていない。
- 総括研究代表者及び分担研究代表者においては、e-Radを利用するために必要な「システム利用に当たっての事前準備」を済ませている。
- 総括研究代表者、分担研究代表者、共同研究者その他本研究プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究プロジェクトの研究成果について、毎年度、当研究所、厚生労働省及び基礎的研究評価委員会に適切に開示することに同意している。

応募書類受領通知用封筒及び採択結果通知用封筒

応募書類を受領した旨及び採択結果について通知しますので、封筒の表に総括研究代表者の郵便番号・住所・氏名を記載するとともに、80円切手を貼付した封筒2枚を、「応募書類受領通知用封筒」及び「採択結果通知用封筒」として同封してください。（記載は手書きでも差し支えありません。）

定形最大（長さ23.5cm、幅12cm）

(表)

80円切手	□ □ □ □ □ □ □ □	
氏 名	住 所	総 括 研 究 代 表 者 の

(裏)

--

所属機関名	役職	氏名
統括責任者(注2)		

解析領域	個別疾患解析機関(注3)						解析拠点(注4)	研究費(注5)	データベース構築拠点(注7)	構築拠点名
	解析機関名	疾患名	解析機関名	疾患名	解析機関名	疾患名				
	疾患名	疾患名	疾患名	疾患名	疾患名	疾患名				
ゲノム	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名1	金額	研究機関名 研究者名	
	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名2			
エピゲノム	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名1	金額	研究機関名 研究者名	
	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名2			
トランスクリプトーム	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名1	金額	研究機関名 研究者名	
	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名2			
プロテオーム	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名1	金額	研究機関名 研究者名	
	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名2			
メタボローム	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名1	金額	研究機関名 研究者名	
	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	O/x	解析拠点名2			

(記入上の留意点)

- 注1 研究上の留意点(別紙5)をよく読んで、赤枠内に必要事項を記入してください。
- 注2 各解析領域を取り纏める統括責任者を各解析領域の総括研究代表者の中から1名選任し、その機関名、役職及び氏名を記入してください。
- 注3(1) あらかじめ対象疾患を複数選定し、対象となる疾患毎に個別疾患解析機関を設定し、その機関名及び疾患名を記入してください。
- 注3(2) 選定する疾患数に応じて、適宜、列の数を調整してください。
- 注3(3) 選定した疾患について各解析領域における解析を行うかどうかを決定し、解析を行う領域には「○」を、解析を行わない領域には「×」を記入してください。
- 注4(1) 解析領域毎に解析拠点を決定し、その機関名を記入してください。
- 注4(2) 解析拠点については、合理的な理由がある場合には2機関までとすることができ、解析拠点を2機関とする場合は、上段及び下段に分けて記入してください。
- 注5 各解析領域毎の全体の研究費(間接経費を含む。)を記入してください。
- 注6 解析領域毎に総括研究代表者を決定し、その研究機関名及び研究者名を記入してください。
- 注7 各解析領域を併せたすべての解析拠点の中から、データベース構築拠点を1機関選定し、その機関名を記入してください。

別表第1 重点研究分野コード表

研究分野コード	重点研究分野	研究区分、および戦略重点科学技術との対応
0101	ライフサイエンス	ゲノム
0102	ライフサイエンス	医学・医療
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術
0104	ライフサイエンス	脳科学
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
0106	ライフサイエンス	環境・生態
0107	ライフサイエンス	物質生産
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク
0202	情報通信	セキュリティ
0203	情報通信	サービス・アプリケーション
0204	情報通信	家電ネットワーク
0205	情報通信	高速コンピューティング
0206	情報通信	シミュレーション
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置
0208	情報通信	入出力 *1
0209	情報通信	認識・意味理解
0210	情報通信	センサ
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
0212	情報通信	ソフトウェア
0213	情報通信	デバイス
0289	情報通信	共通基礎研究
0299	情報通信	その他
0301	環境	地球環境
0302	環境	地域環境
0303	環境	環境リスク
0304	環境	循環型社会システム
0305	環境	生物多様性
0389	環境	共通基礎研究
0399	環境	その他
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（電子・磁気・光学応用等）

0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（構造材料応用等）
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
0404	ナノテク・材料	ナノ医療
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
0407	ナノテク・材料	表面・界面
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
0410	ナノテク・材料	基礎物性
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究
0499	ナノテク・材料	その他
0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0502	エネルギー	原子力エネルギー
0503	エネルギー	自然エネルギー
0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0589	エネルギー	共通基礎研究
0599	エネルギー	その他
0601	ものづくり技術	高精度技術
0602	ものづくり技術	精密部品加工
0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術（マイクロマシン等）
0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0609	ものづくり技術	システム
0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0699	ものづくり技術	その他
0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0703	社会基盤	超高度防災支援システム

0704	社会基盤	事故対策技術
0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0722	社会基盤	広域地域研究
0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0725	社会基盤	バリアフリー
0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0789	社会基盤	共通基礎研究
0799	社会基盤	その他
0801	フロンティア	宇宙科学（天文を含む）
0802	フロンティア	宇宙開発利用
0821	フロンティア	海洋科学
0822	フロンティア	海洋開発
0889	フロンティア	共通基礎研究
0899	フロンティア	その他
0900	人文・社会	
1000	自然科学一般	

別表第2 研究分野キーワード

研究分野キーワードコード	研究分野キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウィルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	痴呆
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく

033	感染症
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディペンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タブ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウェア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ

068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング（リモートセンシング以外）
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡（STM、AFM、STS、SNOM、他）
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子

103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNAコンピュータ
108	スピントロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラーレン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ／赤外材料・素子
123	ナノコンタクト
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測（SMD）
127	光ピンセット
128	（分子）モーター
129	酵素反応
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー
136	太陽電池
137	太陽光発電

138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイピング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エントロピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震

174	火山
175	津波
176	土砂災害
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネジメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	喝水

209	延命化
210	長寿命化
211	コスト縮減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネジメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム（GIS）
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム（ITS）
222	走行支援道路システム（AHS）
223	交通需要マネジメント
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション（ISS）
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発

244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学
999	その他